

鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第2号

鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
別表（第2条関係） <u>学校給食センター運営委員会</u> 略	別表（第2条関係） <u>1 学校給食センター運営委員会</u> 略 <u>2 天野奨学金運営委員会</u> <table><tr><td>目的</td><td><u>天野奨学金の給付について必要な事項を審査し、適正かつ円滑な運営を図る。</u></td></tr><tr><td>所掌事項</td><td><u>（1） 奨学金を受ける者の選考に関すること。</u> <u>（2） 給付事務に関すること。</u></td></tr><tr><td>定数</td><td><u>6人</u></td></tr><tr><td>事務局</td><td><u>学校教育課</u></td></tr></table>	目的	<u>天野奨学金の給付について必要な事項を審査し、適正かつ円滑な運営を図る。</u>	所掌事項	<u>（1） 奨学金を受ける者の選考に関すること。</u> <u>（2） 給付事務に関すること。</u>	定数	<u>6人</u>	事務局	<u>学校教育課</u>
目的	<u>天野奨学金の給付について必要な事項を審査し、適正かつ円滑な運営を図る。</u>								
所掌事項	<u>（1） 奨学金を受ける者の選考に関すること。</u> <u>（2） 給付事務に関すること。</u>								
定数	<u>6人</u>								
事務局	<u>学校教育課</u>								

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。